

平成22年6月17日（木）

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。今回提出されました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。これを、会議規則第134条の規定により、請願第18号 すみだこども園（仮称）の開設について、保護者への十分な説明と合意形成を求める請願については、文教厚生委員会に付託いたします。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において1番 岡君、14番 土井君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第9号 橋本市小学生医療費の支給に関する条例について

○議長（中西峰雄君）日程第2 議案第9号 橋本市小学生医療費の支給に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）では、この小学生の医療費支給に関する条例について、お尋ねとい

いますか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、これは従来から乳幼児医療で、小学生以下に適用がございました医療費の支給を、年齢を引き上げるものというふうに解釈をしたいかと思うんですけれども、所得制限がついております。現在、お子さんをお持ちの方のどれぐらいの割合の世帯について対象になるのか。またこの境目になるところです。所得制限がなければ、非常にいい制度かなと思うんですが、境目になるところでは、医療費の増大によって、いわゆる逆転現象が起きるんじゃないかなと。それがちょっと思慮されます。その前後での所帯の割合、またこれを所得制限をはずした場合と、はずさなかった場合で、一般財源からの持ち出しの差異がどれぐらいあるのか。

それと、今度支給の方法についてお尋ねをしたいと思います。6条の4でしょうか、ここで和歌山県内医療機関等の請求に基づき、というようなことがあるので、平たく言えば、和歌山県内の医療施設でかかった場合に、立て替え払いがなしで、実質患者さんから見れば無料というような扱いになるのかなと思うんですけれども、県外になると大変なんですよ。一旦立て替え払います。その領収書を持って、役所へ持って行って、そのお金を返していただくと。多分、こんな手続きが必要になってくるのかなと思います。

特に問題になるのは夜間なんです。今、橋本市内で、24時間の救急医療体制というのが当然確立されていない中で、大阪であったり、河内長野の病院であったり、五條の医療機関にかからないといけない日が多々あるかと思

います。その場合に、働くお母さんなんかは、夜中にお子さん、熱出されて、それをまた領収書をいただいて、再度役所のほうへそれを戻してもらって請求をします。非常に何日も、1回の病気で何日もご負担かけるんですが、そのような県外に対しての施設にかかった場合に、より簡便な支給方法というのが検討されているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず対象人数ですけれども、小学校1年生から6年生まで、市内には3,793人のお子さんがいらっしゃいます。それで、今回、旧児童手当並みに所得制限をつけさせていただいておりますので、そのうち、もれる方は1割、対象となる方が9割です。9割にしましたら、3,413人になりますけれども、予算上は対象人数を3,500人としております。

それと、年間にかかる費用なんですけれども、1億1,600万円程度必要だと考えております。それで、9割ですので、対象にならない方が1,160万円が全額支給との差になります。

それと、所得制限のある境目なんですけれども、別表、条例につけさせていただいておりますけれども、家族数によって違いますけれども、扶養家族3人の場合で646万円、そこが境目になります。

それと、医療機関なんですけれども、これは他の児童福祉でやっております乳幼児医療とかそういう同じ扱いなんです、県内の医療機関については現物支給、窓口の支払いについては現金の支払いは要らないと。

それと、県外なんですけれども、これは一応契約している医療機関については同じ扱いになるんですけれども、契約していない他の医療機関については請求による支払い、一旦立て替え払いをしてもらって、市のほうへ

請求していただく、そういう形になります。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）だいたいわかるんですけども、ちょっとお尋ねしてんのは、所得制限、今ここで3人の場合646万円ですね。別表あるんで、これ、わかるんです。ここの分布を見て、ではこの金額がもう少し所得制限を甘くしたら、1割の方が対象外なんですけども、98%までなりますよとか、そのところがどうかということをお尋ねをしたいと思います。今ここで1割とすぱんと切ってしまうんじゃなくて、医療費だって、本当に計算されました。今のでいったら、1億1,600万円かかるんです。残り1割だから、1,160万円なんです。単純計算ですよ。所得の分布から考えて、できるだけ多くの市民の方々に有効に利用いただく点、その辺なんかを検討されているのか、お尋ねしたいのと。

それと、あともう一点、確かに県外の医療機関の場合、難しいという事情もわかります。ただ、今、部長の発言で、契約している機関があるということですね。そうしたらそれはどこなのか。また、これに関しては、ぜひとも広報、ホームページでの市民への周知をお願いしたいと思います。そしてまた、消防本部においても、多分夜中の病院紹介あるんですよ。そんなときに、よくあるのが、和歌山市内まで行け、すこやかキッズまで行け、私も小さい子どもおりますんで、多々あるんですが、県外を紹介しないといけない場合というのもあるかと思うんです。そんな際に契約病院はどうなんだ、これは案内までできると、市民にとって非常に親切な行政サービスができるんじゃないかと考えるんですが、その点についての答弁をお願いします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）所得制限まで対象人数をカウントしながら制度設計をして

いるのかということなんですけれども、これは就学前までの県の制度として、乳幼児医療制度がございます。これとの整合性をとらせていただいておりますので、制度の運用は全く同じという形になります。

それと、県外の医療機関なんですけれども、基本的には立て替え払いのようになるんですけれども、郵送による請求についても検討しておりますので、その点、よろしく願います。

○議長（中西峰雄君）13番、答弁もれですか。

答弁もれ、指摘願います。

○13番（瀧 洋一君）県外で契約をしている病院はどういうところがあるのか、お尋ねしております。その点もあわせて答弁をしてください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今詳しい手元、そこまで持っておりませんので、これについては、ホームページ等で利用者の方に周知してまいりたいと考えております。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）先ほどの議員のご返答ですけれども、消防本部といたしましても、病院紹介につきましては、なるべく県内、あるいはまた、後でいただいたらわかる県外の契約病院を優先的に選択して、紹介していきたいと考えます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）医療費につきましては、市長の公約の一つで、早速実施に移していただいたということで、橋本市の子どもにとっては、非常にいいことであるし、早速条例も提出してくれたということで、ありがたく思っております。

そこで、ちょっと一点だけお聞きしておきたいんですけども、この条例につきましては、

平成23年1月1日から条例が通れば施行することになっております。この中で、第3条で、4行目からですが、市の区域内に住所を有する小学生が対象小学生ということになっております。その中で、外国人というんですか、今、タイとかフィリピンとか、たくさん来られて、一緒に籍も入ってなくて、橋本市に在住しとるというような場合、対象外になるんか、住んでおれば、だんなさんが日本国籍やった場合、奥さんが国籍がない場合であっても、そんな場合は橋本市在住であれば外国人の方も適用になるんかどうかというの、ちょっとお尋ね、一点だけしておきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと明確な答弁、できません。条例では市内に住所を有する小学生ということで、小学校へ通われている方、対象になるんだろうなと思っておりますけれども、再度、ちょっと確認して、間違いのない答弁をさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）これは条例、私、この間から読ませてもうてあるんですけども、そういうことであれば、今新しく条例が制定されるわけなんですけれども、私は条例の中に組み込むということ、条例があるんですが、これはやってほしいという願いがあって、ですなんですけども、もし、そういうことをちゃんとどういうふうにするかという組み入れをするために、例えば第9条で、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるとなっていますね。その規則の中で一応そういうような形をどういうふうにするかということを入れる方法というか、これもひとつあろうかと思うんですけども、そういうところで、あまり規則で縛ってしまうと、具合悪いんですけども、条例の中まで入れなくてもいいんですけども、そうい

うこと、検討をしていただくというようなことでもいいと思うんですが、ほかの方はどうかかわりませんが、私はそういう規則の中でそういうことも、市長が認める場合はいけるとか、何とかかんとかというようなことを文言を入れて、入れておく必要があると違かなと思うんです。ちょっと甘いかわかんけども、そういうことも含めて。

それと、もう一つ、立て替え払いをして、請求というか、申請すればいただくということ、もらえるというんか、なるんやけど、ほかのやつで、例えば病院で、要するに払えない場合は、病院で申請があって、例えば高額医療の場合やったら、病院から市へ直接請求するという方法がありますよね。その申請を病院でもできるとして、やれば、医療機関と申請すれば、高額医療みたいに全部立て替えなくても、直接市から病院へ、医療機関へお支払いできるというようなことも一応できるんかどうか、そういうことも規則の中で決めておいたほうが、要するに現金、持ち合わせなくて、払わんとかいうときもあるやん、緊急の場合よ。そんな場合に、そういうような形で医療機関から直接請求をできるようなこともできないもんかなと思うんですけども、それちょっと。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず外国人でもいけるんかということなんですけれども、これについては、医療保険に加入していることが絶対的な条件ですので、国民健康保険なり被用者保険に入っておれば、対象になると、国籍を問わないと、そういうことになります。それと、橋本市に住所があることが大前提でございます。

それと、答弁がごちゃごちゃに行ったり、戻ったりするんですけれども、県外の医療機関、私、勘違いしております、現在、契約

医療機関というのがはずれているようで、県外の医療機関すべて対象になるそうです。なります。どの医療機関でも立て替え払いがオーケーということで、可能ということになります。

それと、井上議員の先ほどのおただしの、現金の持ち合わせがないとか、医療費の融通がきかない場合については、現在、医療機関と契約について交渉しておりますので、その点も含めて、可能ならば反映していきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）先ほど、所得制限の質問があったんですけども、所得制限によって、1割の方がこの制度の対象外になるということで、1割って結構割合として大きいんじゃないかなというふうに思うんです。

また、県の制度との整合性っておっしゃったんですけども、今年の4月1日現在で言えば、県下30自治体ある中で、県と同様の所得制限しているのは8自治体、所得制限なしが22自治体あります。それぞれ県と同じ就学前であるとか、小学校卒業までとか、また中学校卒業までとか、いろいろな期間、対象年齢はいろいろなんですけれども、所得制限のないところのほうが多いんです。橋本市においても、小学生もということで、すごく延びるということはいいことだと思うんですけれども、所得制限をなくすという検討はなされなかったんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）乳幼児医療から引き上げて、小学生医療、制度設計し、橋本市として導入する際にあたっては、その点も十分に検討いたしました。

ただ、他市の状況もいろいろなんですけれども、やっぱり財源的な裏付けが必ずあって

の話になりますので、立ち上がりにつきましては、他市は状況、ないところもありますけれども、橋本市としては、一応県と同様の方針でいこうということで、所得制限を設けております。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今回はとりあえず所得制限、そのままあるけれども、今後については、なしの方向で検討することもあり得るということでしょうか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）現在のところ、まだスタートもしておりませんので、そこまですべて考えておりません。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、文教厚生委員会に付託いたします。

この際、傍聴の皆さんに申し上げます。お子さんをお連れのお母さん方、きょうは傍聴に来ておられますけれども、長い時間になりますし、お子さんがなかなかじっとしてないんじゃないかなと思いますので、そのあたりはご配慮願いたいと思います。できるだけ議事の進行の妨げにならないようにご協力のほど、お願い申し上げます。

それともう一点は、この議場の内容は、1階ロビーのテレビでも放送しておりますので、その点もご利用いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

---

**日程第3 議案第10号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（中西峰雄君）日程第3 議案第10号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一

部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第4 議案第11号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（中西峰雄君）日程第4 議案第11号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第12号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（中西峰雄君）日程第5 議案第12号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今回、条例の不備をただすということで、一部改正の条例案が出てきたんですけども、今まで雑収入だったのが、手数料に可燃ごみの指定袋とか、また粗大ごみのシールとかが手数料にはっきりと区分されたわけなんですけれども、地方自治法の227条では、手数料については、特定のもののためにするものにつき、手数料を徴収することができるというふうに規定されています。また、憲法の94条では、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる。この二つと、可燃ごみについては、どこの家庭でも出るものですし、それをこの特定のもののためにという解釈がどうして成り立つんかというのが、一点わからないんです。それと、その説明をお願いしたいのと。

それをまずお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）今議員おただしの特定のものということで、手数料との関係でございまして、我々の解釈といたしましては、確かに可燃ごみについては、市民全員の方が出されるわけですけども、その量に差異があるということの中で、そういう解釈をしまして、手数料として改正したいと。

それともう一つは、先日の1番議員の一般質問の中でもご説明をさせていただいたところですけども、国の有料化の指針の中で、有料化というのは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指すという定義がなされております。したがって、そういうことから、手数料という形に改正をさせていただきたいというふうに考えております。

それとあわせて、今までは販売代金という形で条例をつくっておりました。これは、1冊いくらという、いわゆる販売、袋の販売と

いう解釈の中で、有料化をさせていただく中で、今回、1枚5円と改正させていただいておるわけですが、いわゆる処理に要する経費だということで、手数料という形にかえさせていただいたということとあわせて、他市、他町の状況を調べさせていただきますと、ほかの町村なり、近隣も含めてですけども、手数料という形になっておるといこともあわせてでのかえるということでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）申しわけないですけど、今の説明よくわからなかったんです。一つ目には、出す量が違うから、差異をつけるために、有料化という。この出す量、そもそも最初から市民は指定袋で出すことを協力して、それにも料金がついているわけですから、材料費にしても料金がついていましたので、そこでも差異はついていましたし、なおかつ一般の廃棄物の処理というのは、自治体の固有の仕事といたしますか、仕事であるというふうに、廃棄物処理法といたしますか、そこにも規定されていますし、それに、そもそも市民は、もともと所得に応じて住民税を納めているわけですから、もともとお金を払っているわけです。それにさらにということも、それが手数料につながるという説明も納得ができませんし、それともう一つ、有料化に対する、ごめんなさい、聞き取れなかったんで、メモできなかったんで、その次に言われたことの説明が本当に何のことを言われたのか、よくわからなかったんで、その部分についてもう一度説明をお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）有料化というところで聞き取りにくかったて、僕の説明が不十分やったかもわかりませんが、先ほど申し上げたのは、国のほうから出ております一

般廃棄物の処理の手引きの中で、有料化とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指すという定義付けになっております。だから、有料化というのは、手数料を徴収する行為が有料化なんだよというのが国の考え方でありまして、国がそういう形での定義付けをされておるわけです。

そういったことで、本市といたしましても、広域ごみ処理移行に伴いまして、国の指針にあわせまして、指針というか、国の法律の改正にあわせまして、ごみ袋の有料化ということで、価格改正をさせていただいたわけです。その中で、有料化を進めていきたいということのご説明をさせていただいたところであります。

したがいまして、国のほうで定義付けされております有料化とは、手数料を徴収する行為を指すということでございますので、今回、手数料として改正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）」

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君、答弁もれ、指摘願います。

○2番（阪本久代君）済みません。最初に言った出す量に差異があるから、有料化するんだ、そもそも手数料というのは、特定のもののためにすると、それが出す量に差異があるというのが特定のもののためにするという説明をされたんですけど、その意味がわからないので、そのこともきっちり説明してくださいと言ったことに対する答弁をお願いします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）確かに、言われるように市民全員の方が可燃ごみ出すのは間違いのないと思います。ただ、そこで多い、少ないという、いわゆる量ですね。人によって量が違うというところに差異があるのでという

ご答弁を差し上げたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）ちょっとだけ。一般質問させてもろうたんで、さほど今聞くこともないかなと思うんですけども、一般質問でも同じ質問をさせてもろうたんですけども、有料化、もともと50円に上げて、ごみに対する有料化を図っているというんですけど、僕、一般質問でもさせてもろうたんですけども、もともと指定ごみ袋を使っているということは、そのごみ袋じゃないと持っていつてもらえないし、市民はそのごみ袋を買わなあかんかったんですよ。今はそのごみ袋が値段が上がって高くなったけども、もともと安かった時点でも、それは有料化違うんですかね。前も同じ質問をさせてもろうたんですけども、それが、前も言うたけども、指定ごみ袋というのが、ほかの半透明の袋と全く価格が同じやと、それ以下に安いやという話やったらわかるんですけども、どう考えても指定ごみ袋のほうが一般のホームセンターとかで売っている半透明のごみ袋よりも高いですよ。ということは、その高い部分というのは、手数料、違うのかな。僕それ、同じ答弁を聞くんですけど、ちょっと腑に落ちんというか、納得できないんですよ。有料化したというけど、もともと僕は有料化やったん違うんかと。それが高いか低いかだけの差じゃないかなと思うんですわ。

そこがはっきりしてもらわな、今回これ、2番議員がおっしゃっていること、そのとおりやと思うんですよ。手数料化した、有料化したというけど、もともと有料化やったん違うんですか。高いか安かだけの差じゃないんですかね。その辺ちょっと明確にお答えください。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）これも、先日の1番議員の一般質問の中でも答弁させていただいたと思うんですけども、今まで旧のクリーンセンターでごみを処理させていただいておるときの処理経費が、450、大袋ですけども、280円ほど要しておりました。その当時の可燃ごみの大袋の1枚単価が15円ということで、確かに原価だけと違うやないかということですけども、その280円と15円で、本当にごみの処理経費がその中に含まれておるのかという議論になってこようかと思うんですけども、我々としては以前の議会の中でもご説明させていただいておりますように、いわゆる流通価格と原価を合わせた分だということのご説明をさせていただいておりますけれども、ただ1番議員が言われるように、もともと有料化やないかということですけど、ただ、これも先日の一般質問の答弁をさせていただきましたけども、国の考え方として、いわゆる処理経費を乗せておらない分については、有料化ではないですよというふうな指針の中でうたわれておるということで、ただその額が1円なのか2円なのか、100円なのか200円なのかということについては、いろいろ議論はあろうかと思うんですけども、そういった中で、我々といたしましては、有料化というのは、いわゆるごみの処理経費を必要一定の額を上乗せした分ということで、提案をさせていただいたということでございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中西峰雄君)起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第13号 橋本市再開発住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(中西峰雄君)日程第6 議案第13号 橋本市再開発住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番(上久保 修君)この条例改正の議案について、第28条第1項中の、請求することができるという文言を、請求しなければならないと、単に表現の違いでそういうふうに理

解したらいいんか。ただ、請求することができるということであれば、今までの体制とどのように変わっていくかということ、まずお聞きしたいと思います。請求しなければならない、これは権限とかきちっと周知しなければならないという意味と、この辺、どういうふうに理解したらいいんか、説明願います。

○議長(中西峰雄君)建設部長。

○建設部長(樽井豪男君)これにつきましては、昨年9月、再開発住宅の条例の一部改正につきましては、この暴力団員の絡みの中で、請求することができるを、あまりにも緩いんじゃないかという中で、できる規定から、しなければならないということに明確にすべきやないかという、いろいろなお議論がありまして、それを今回のところで変更したいと思います。

ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでないとなっておりますが、非常に暴力団等につきましては、こういった理由というのは非常に当てはめにくいということでは思っております。

だから、一応請求しなければならないが、非常にきつい、きつくなるということで、私どもの判断でございます。

○議長(中西峰雄君)21番 上久保君。

○21番(上久保 修君)わかりました。結局、明け渡し請求がきつくなるということの理解で、そのように理解するんですけど、これの改正にあたって、今まで何らか問題があったんかどうか、その点だけお聞きしておきます。

○議長(中西峰雄君)建設部長。

○建設部長(樽井豪男君)今までは問題はありません。

○議長(中西峰雄君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ないようですので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市再開発住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第14号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について

○議長(中西峰雄君)日程第7 議案第14号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 岩田君。

○11番(岩田弘彦君)この改正につきましては、満3歳児、短時間児の満4歳児を満3歳児から入れるようにするというのと、こども園の場所について、ここに作りますという改正案やと思うんですが、まず一点目の満3

歳児、これにつきましては、19年6月に、このこども園条例が提案されたときに、私自身、反対理由の大きな一つとして、これは反対ということで反対させていただいたんですが、その後、ずっと必要性を訴えさせていただいて、やっと国の基準、県の基準であります認定こども園は、ゼロ歳から満2歳児までの保育に欠ける子と、満3歳から満5歳までの親の就労に関係なく行くことができる。ただし、保育にかける、この場合はかける子とかけない子で短時間児、長時間児、できるという、普通になったということで、一応採用していただいたことにお礼と、それでもあくまでもこれが全国基準に、やっと橋本市になったということですので、ありがとうございます。

もう一点、すみだこども園の設置場所につきましてですが、これでお聞きしたいのは、2回しか質問できませんので、数多く言いますが、よろしく願いいたします。

まず一点目、当初計画が出されたときに、まず各地域に説明に行かれた。20年の最初やったと思いますが、市長、覚えていらっしゃると思いますが、隅田のコミュニティセンターに行ったときに、お母さん方から、設置場所については、見直してくださいという強い要望があったと思います。それを受けまして、市長のほうは見直しを考えるよということで、見直しの仕方については、住民参加手法を取り入れる形でやるということやったと思います。そこから、その後、ここに、この場所になるまで、経緯的なものをもう一度議決する前にご確認させていただきたいということで、その経緯をまず教えていただきたい。

もう一点ありますのは、住民参加とか住民説明会のときは、私全部、傍聴に行っております。1回ぐらいやったと思います、山内のとき行けなかったのが、自分の用事で。あとは行っているんですが、その中で、一番ある

のは、幼稚園のお母さん方から、やっぱり送迎という、保育園のお母さん方は自ら送迎されていますが、幼稚園の人は通園という形をとっていましたので、送迎という話が一番多かったと思います。それにつきまして、園区を超える場合は、送迎しますという基準になっていますので、隅田地域で言いますと、恋野幼稚園区、兵庫幼稚園区、山内幼稚園区は送迎をします、これは確実にしますということになるんですが、一番心配しているのは、隅田幼稚園区が一番広いんです。この設置場所を言いますと、真土峠から、ちょうどJ Tの跡地までが隅田地域になりますので、その真ん中というご説明やったんですが、それにしても、隅田幼稚園区の西の端になるわけです、園区で言いますと。そうしますと、あやの台とか、真土とかになりますと、非常に遠いと。そういう中で、送迎については確認しておきたいんですが、どうしても平野山内から24号線に来て、ここの、この予定地のところに送迎するという形になるんで、どうせ通ってくるわけですから。北から24号線に向いて。それやったら、平野山内通って、園区どうこうというよりも、通るコースなんで、あやの台とか真土とか、24号線沿いのところに来ていただけたら、送迎はできるわけですよ。それを送迎をしていただけるのか、いただけないのか。はっきり、できるのかできないのか、それをお聞かせください。

もう一点、これ、ちょっとした要望でございますが、どうせ送迎バス走らすんでしたら、コミュニティバスみたいにかたいこと書かんと、パンダバスにするとか、ようあります、映画でもありますジブリとかやったら、ネコバスみたいにするとか、そういう夢のあるようなことも考えていただけたらなというのが、もう一点あります。これは検討もせんなんさかいに、ただ、送迎するのかしらないのか、そ

れははっきり答えてください。

もう一点あります。いろいろお母さんのお話を聞いていると、すみだ保育園の皆さんというのは、小学校のそばでプールを使えるとか、近所に隅田の八幡さんがあるとか、散歩ができるとか、そのええのになど。利便性は悪いけども、環境としたらええのになどというお話もありましたんで、それにつきましては、一つの方法として、送迎バス2台、3台って多分要ると思います、隅田は広いんで。そのときには、その送迎バスは送迎以外にはあいているわけですよ。そしたらそのバスで、乗って隅田の小学校へでもとめておいて、幼小連携でプールを使うとか、そっから歩いて隅田の八幡さん散歩しに行ったら、文化的なもんも、地域の人と触れ合えるとか、そういうことができるわけですよ。

また、ほかの話でいきますと、山内の方にお伺いしたんですが、はなな街道とかやっていたら、菜の花の咲いているときに、こども園の子が来てもらうてよとか、そういう来たら、おもちつきでもして、市長好きですけども、杉尾でもやっていますが、そういうことでもして、そういう夢も広がるわけですから、恋野におきましては、同じ園区内でございますので、まあ言えば、あじさい園とか、夢あじさいの施設もあって、パンも焼いているんやったら、あじさい園に行って、焼きたてのパンを食べるとい、ミニ遠足的なことで、地域と大いに触れていくという、送迎バスを上手に活用することでできると思うんで、この辺も検討して、法人を選ぶときに、そういうこともやっていただけたら、やっぱり地域文化と触れることも、私はできると思いますので、この辺は検討していただけるのかどうかで結構ですので、その三点、まず答弁お願いします。

○議長（中西峰雄君）保健福祉センター・幼

保一元化整備室長。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長(山本芳弘君) ただ今、岩田議員のほうから三点のご質問をいただきましたので、順次ご回答させていただきますと思います。

まず一点目のすみだこども園の当初の開設場所を変更した理由につきましては、当初の計画におきましては、現在のすみだ保育園の場所という形で計画の中で公表しておりましたが、先ほど岩田議員のほうからご質問いただきましたように、平成20年1月に東部コミュニティセンターで説明会をさせていただいた中で、市長のほうから見直しを含めて検討していくという形で答弁させていただきました。

その後、これにつきましては、地元区長、保護者の代表の方との懇談会を開催した中で意見として、アクセス道路が狭いので、道路を拡幅してほしいというご意見、また隅田地区への西地域にもこども園を建設してほしいというご意見、またもっと交通の便がよいところへ建設場所をかえてはどうかのご意見もいただきました。

そして、そのご意見をいただいた中で、建設場所を再検討させていただきました結果、提案させていただきましたのが、現在の建設場所でございます。この場所につきましては、市で一方向的に建設場所を変更したのではなく、地元の代表者のご意見を踏まえた中で、建設場所を決定させていただいたところでございます。

続きまして、二点目の送迎につきましては、先ほど岩田議員のほうから質問ございましたが、送迎についてはすべて各幼稚園区、すべて送迎をさせていただきます。ただ、ルート等についてはまた今後検討もございしますが、送迎については、きちんと対応させていただきたいというふうに考えております。

あと、パンダバスとかネコバスという提案もございましたが、ちょっとこれについては今の時点ではご返答はできない状態でございます。

それと、三点目の送迎バスを利用しての小学校との交流、それ等につきましてご提案いただいたわけですが、ご質問いただいたところですが、この点につきましては、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(中西峰雄君) ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) それでは、何点かお尋ねをしてみたいと思います。

今の11番議員の質問の中での答弁の中にもあったんですけども、地元の方や、保護者の方のご意見をお伺いして、この場所にしたんだというような説明がございました。その点について、本当にそうなのかな、これ、お尋ねをしたいと思います。

前回の臨時議会、4月の臨時議会で、補正予算において審議がありました。その中で、上田部長、健康福祉部長の答弁の中で、検討委員会を何回か開き、そこでの意見を集約した結果、国道24号に面した上兵庫地区が適当ではないかというような意見をいただいて、決めております。その意味では、すべて広く皆さんから意見を聞いておりませんが、ある意味では、住民の意思を反映した候補地ではないかと思っております。こんな答弁がございました。そしてまた、同じ日、上田部長から、これまでの検討委員会でも、国道に近いということで、幼児の安全対策について、いろんな意見が出されておまして、園舎の敷地内で送迎できるよう、今後考えていく心づもりでおります。私たち議員は、この答弁を信用して、皆さん、納得いただいているん

だということで議決をしたわけです。

ところで、この検討委員会て何ですか。これ、もしも先ほど11番議員の答弁にあった懇談会だとすれば、これ、本当にそうでしょうか。今、私、手元に、第3回のすみだこども園再配置計画懇談会、これの議事録を読ませていただいております。そうすると、まず冒頭に、事務局から、橋本市として。座長の選出がありまして、その次です。別添資料をもとに、これまでの経過を橋本市としての見直し案として、すみだこども園は上兵庫地区周辺に1園で新設したいという提案が出ています。冒頭ですよ。意見を聞いてここに集約したんじゃないんです。この議事録によると。この点、どうもこの答弁の信憑性を疑うんですけれども、その点についてお尋ねをしたい。

そしてまた、同じこの検討委員会の中で、今度、もう一点、その前に、保護者のご意見というの、これ、本当に納得いただいているのか、この点もちょっとお聞きをしたいんですけれども、5月15日に初めてすみだ保育園の保護者会で説明会がございました。この懇談会あったのは、先ほどの第3回の懇談会は、昨年11月25日です。そこから、約半年近くたって、すみだ保育園で説明会がありました。そのときに、保護者の方々、お母さん、お父さん方、ご意見をいただいている。ちょっとその資料をいただきました。16名の保護者の方のご意見がありました。それを分類しますと、5件がもっと説明をしてください。いろんな意見がありますけれども、だいたい集約するとそうです。あとの5名は、次の5名は、公設公営にしてください。あと5名、ちょうど5、5、5になったんですけど、今のままのすみだ保育園で何が悪いんですか。これは、公営にもかかわってくるでしょうし、問題やと思うんですが、というご意見。あとお一人の方は、もう計画は進んでしまうんだから仕

方がない。せめて運動場を広くしてくださいと、プールをというような要望でした。

その中で、1人だけ、全部ご紹介したいんですけども、ご紹介すると時間がありませんので、1人だけ聞いてください。先日の説明会では、あまり時間がなく、子どもたちのことが気になってしまったりして、もっといろいろお聞きしたかったのですが、中途半端な状態で終わってしまった気がします。お母さん方は何も知らない。何も知らされていない。そして、いろいろな情報が飛び交う中で、本当のことがわからないまま、不安だけが膨らんでしまっている状態だなど、客観的に見るとそう思いました。私自身も新しいこども園に期待もあり、不安もあり、よくわからない状態です。近所のママたちも、私たちに説明してと言っていました。あまりにも私たち保護者や住民を無視し過ぎではないか、そういった会を設ける時間帯を言っていました。会を設けてもらえなければ、参加のしようもありません。もっとちゃんと説明をしてもらえる場をつくってほしいです。

こんな切実な意見があります。これでも、市当局として十分な説明がなされて、住民の意見でこの上兵庫に決定したと言えるのか。ご答弁をお願いしたい。

それと、この今回の条例の附則になるのかな。附則ですね。この条例は平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行すると入っております。第1条、短時間児の3年保育、これは結構です。第2条というのは、すみだこども園に関してだと思うんですが、24年4月1日から施行するとなっています。先ほどの懇談会、この中で、こんな発言があるんですね。最後に、事務局から、最短開園で平成25年開園をめざしております。27年度が合併特例債を起債する最終年度ですので、それまでに取

り組んで仕上げたいと考えます。こんな発言がありました。そして、これが年をあけると、最短で25年だったのが、なぜ24年に変わったんですか。この間、市民への説明、何かありましたか。どういう経緯で25年が24年になったのか。この1年短縮する分、何が削られたんですか。住民への説明の期間を削って24年なんですか。ほかの理由があって24年になったのか、どうして25年を24年と附則に入れたのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず、さきの議会で、私、答弁させていただきました検討委員会についてですけれども、これは瀧議員おっしゃるように、すみだこども園再配置計画懇談会を指しております。

それと、平成21年11月25日、この第3回目のすみだこども園再配置計画懇談会で、この懇談会につきましては、あやの台地区を含めた隅田地区すべての区長、恋野地区の恋野区、赤塚区、中道区、上田区の各区長、それと幼稚園保育園の保護者代表各2名、合計10名と、市の代表3名が入った懇談会で、すみだこども園の再配置について審議しております。この時点で、おっしゃるとおり、これまですみだ保育園にこども園を設置していくとしておりましたが、上兵庫地区あたりにこども園を新設していくと、こういう提案をさせていただきました。提案の理由としましては、下兵庫区と河瀬区の要望にあります、子どもの多い地域や、議員からの申し入れを十分検討した結果、今後の少子化に伴う園児の減少や、2園での建設費用等を含めた結果、隅田地域へのこども園につきましては、1園とさせていただきます、場所については、交通事情、あるいはお子さんの住まれている状況から、上兵庫地区あたりに決定させていただきます、そういう説明をさせていただいて、理解を得た

と解釈しております。

詳しい内容につきましては、担当室長から説明します。

○議長（中西峰雄君）保健福祉センター・幼保一元化整備室長。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長（山本芳弘君）瀧議員のほうから大きくわけて三点、ご質問いただきました。ちょっと部長が答えた分については割愛させていただいて。

○議長（中西峰雄君）傍聴の方に申し上げます。議事の妨げになりますので、お子さんがじっとしてられない場合は、退室をお願いしたいと思います。議事の内容は1階ロビーで傍聴することができます。どうかよろしくお願いいたします。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長（山本芳弘君）第3回の懇談会において、事務局のほうから冒頭の説明があったという形のただしがあつたわけでございますが、この懇談会におきましては、その前2回に、1回目、2回目について先ほど申しました懇談会のメンバーの方からご意見をいただきました。先ほど岩田議員のほうのご質問にご説明させていただいた内容で質問いただいておりますので、その点について市としての考え方を述べさせていただいたということであつて、不意に出させていただいたという形ではございません。

この日につきましては、先ほど部長のほうから懇談会のメンバーについて報告させていただいたところでございますが、第3回目にあたりましては、あやの台地区を含みます全地区の代表の方及び恋野地区の代表の方も入っていただき、それと同時に前回同様、保護者の代表の方10名も入っていただいた中で、一定この方向について説明をさせていただいたということでございますので、不意にその懇談会において市として提案させていただい

たというところではございません。

それから二点目のご指摘がありましたところにつきましては、もっと説明というのは、確かに保護者の方、それから地域の方にやはりご理解をいただくということを前提といたします。ただ、今時点で申しまして、こういう言い方なんですけども、平成19年6月に高野口こども園の計画を含みます幼保一元化5カ年計画を市として公表させていただきました。その時点で、高野口こども園につきましては、平成21年4月を開園という形で提案させていただいております。それと、今時点で、単純な言い方で申しわけないんですが、24年4月と申しますのは、ちょうど同じ22カ月前になってまいります、開園として。その時点で、高野口こども園の説明会というのは全く市としてはしておりませんでした。その後につきまして、各保育園、地区の説明会の実施をさせていただいたところがございます。

それと、それ以後に高野口のこども園の説明会の中で、全市民対象の説明会もそれ以後に3回させていただき、それと同時にパブリックコメントの公表も19年12月広報に掲載させていただくとともに、やっただきましたところですが、現在もすみだこども園開設にあたって、保護者、地元等への説明については、私どもも十分とは言えませんので、今後も懇談会、説明会を含めまして、対応はさせていただきたいと考えております。

それと、公設公営でというご意見をいただいております、確かに。これは。

(「それは今、質問してない」と呼ぶ者あり)

○議長(中西峰雄君) 室長、それは13番議員が紹介はしましたが、質問ではありません。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長(山本芳弘君) それと、そしたら25年度を24年度に繰り上げたということで、1年前倒しになっただけではないかということのおただしをい

ただいているところがございますが、これは本来ならば、22年4月を開園すべきところがありますが、この計画が今回についても、地元のそういうご意見を聞く期間とか、いろいろなものの形の中で遅くなっております。そうした中で、25年から24年、今回説明、私、確かに12月末まで、25年をめどとしてという形で説明会等でお知らせさせていただいたところがございます。

ただ、その時点では、それまでは場所的にもまだ現在の、どこにするかという形の検討の時点であり、方向性としてはなかなかきっちり決まっておらなかったところがございます。それと同時に、先般の土井議員からのご質問もいただいた中で、一般質問のほうでご答弁もさせていただいたんですが、やはりこのこども園において、新たに隅田地区で実施すべきものは何かという中で、新たに市としては、ここにゼロ歳児保育を開始をさせていただきたい。あわせて、1歳児の定数も大きく、1歳、2歳についても定数を広げていきたい。それと、今回の条例改正でも、入れさせていただいております短時間児、現在の幼稚園に行かれています方の満3歳児からの受け入れ、それから送迎も含めまして、やはりこのこども園をご利用いただけます保護者の方に一つでも利便を早く、1年でも早くご利用いただきたい。またこの中には、こども園として設置のあります子育て支援センターも設置をさせていただきたい。こういうふうに考えております。現実には、高野口こども園におきましても、子育て支援センターは、今現在、80名を超える方がご利用いただいております。このように育児に不安を持っておられる方が多い中で、やはり取り組める限り、1年でも早い開園をめざしていくという形をとらせていただきたいというのが市としての考えでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ご答弁いただいたんですけども、非常にわかりづらいです。納得できないですね。

まず上田部長、健康福祉部長、今の検討委員会とさきの臨時議会における検討委員会は、この先ほどの懇談会であったということなのですが、そうすると、前回の答弁、おかしいですね。検討委員会を何回か開き、そこでの意見を集約した結果、上兵庫地区が適当ではないかというような意見をいただいた。今、室長の答弁があったとおり、冒頭に提案されたんでしょう。ちょっとおかしいですね。そのことに対して、これ、訂正されるのか、はっきりとまずは部長にお願いしたい。

さて、本題なんですけども、まずは時期ですね。最短でも25年と言っていたのが、24年、それと、開園までの22カ月で、高野口のときは説明会をしていませんでした。いばること、違うんですよ。前ができてなかったから、今回もいいんですか。今、これだけ大きな問題になつとるんでしょう。前、してなかったら、今回したらいいんじゃないですか。それ、前してなかったからいいんですよって。前がすごくよかった、よく説明できていたというんですか。違うから、後で一生懸命パブリックコメントもとりなさい、もっと話し合いもしなさい、議会でもやりました。お願いをしていきました。今回、時間あるんでしょう。最短でも25年と言っていたんですよ。1年間、説明する機会が、時間あったん違うんですか。あるんじゃないですか。何も今、25年を24年にする必要性が、ただ今の答弁では理解をすることができません。

それと、場所についても、今回、正式な番地が提案されてきたのは、今議会が初めてですよ。上兵庫周辺、説明会でも、国道があっ

て、大きな円で囲っていましたね。もちろん、契約もあるんで、ここっちはっきりピンポイントでの提示ではできないかもしれません。それは理解できますよ。でも、国道の北側なんか南側なんか、これもわからない。何もわかんない。そんな中で、どうやってご理解いただいたと。市民の声を聞いた結果、ここになりましたと言えるんですか。今回のこの議事録、あといろいろあるんですけども、最終的なところでは、持ち帰ってくださいみたいな話やったと思うんですけど。

今回で3回目の開催ですが、本日出席いただいた議員以外にも相談もしていない。まず議員と懇談していただきたいというようなご意見ですね。あと、結論を再度持ち帰って検討しますと、そんな内容やったと思うんですが、これでも理解を得られたと、再度言い切ることができるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西峰雄君）保健福祉センター・幼保一元化整備室長。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長（山本芳弘君）先に、説明の点から会について、改めてご回答させていただきます。

私の表現方法がまずかったと思いますので、瀧議員のほうについては、再度、そういうご質問になられたと思います。私は、時間的経過の中で一点目についての説明会を、こういう形でさせていただいたという形で、ご答弁させていただいたつもりでございます。

それと、今後につきましても、改めて説明会、皆さまのほうにご理解いただくにあたって、十分ではないという形の認識もございまして、その点については改めて説明会、懇談会についてはさせていただきたいと、先ほど答弁させていただいたつもりでございます。その点については、ご理解のほう、よろしくお願いしたいと思います。

それから、場所のほうにつきましても、確



かに当初、上兵庫あたりという形でのご説明をさせていただいております。以後、文教厚生委員会のほうにつきましても、資料の中である程度、丸円で囲ませていただいた資料、渡させていただいております。全議員の皆さまには、お手元のほうに行ってなくて、申しわけない点もございますが、文教厚生委員のほうについては、説明の中で、一定方向として、旧のアストロボール北側という、口頭でのご説明もさせていただいたつもりでございます。ですので、全く上兵庫地内という形で、すべて番地は、確かにこういう形でご提案させていただいたのが、きちっとした形で議会のほうへ提案させていただいたのが今回で初めてでございますが、一定文教厚生委員会の中でわかっていただけの形の説明はさせていただいたというふうには思っております。

それともう一点、懇談会において、最後の質問になるんですけども、理解を得たかどうかという形でご質問いただいたところでございます。私どもとしては、その懇談会のとき、第3回の席におきまして、一定瀧議員が言われたような上兵庫地区あたりという形での説明はさせていただいた上で、最終的に、その日を、閉会させていただく中で、各委員の方から、多くのそれ以上の意見をいただいているということは、一定ご理解をいただいたものであるという解釈のもとで進めさせていただいておりますので、その点もあわせてご理解のほう、お願いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）またさっきの私の議会での発言なんですけれども、ご理解いただいたということ、ご理解いただけないんじゃないか、そういうご指摘なんですけれども、先ほどから室長が申し上げておりますように、第3回目に唐突的に新しい建設

場所を提示したわけではなく、1回、2回目でも、いろんな候補地について会議が持たれております。そこで、3回目、上兵庫地区あたりということで、具体的な地名を提案させていただいたんですけれども、その会議では、結局今室長が申し上げましたように、具体的な反対の意見が特に出なかった、そう私、聞いております。その意味から、一定の理解、いただいているのかなと、私はそう理解しておりました。

ただ、その後、保護者会等から説明が不十分ではないかというような議論が、意見が寄せられまして、そういうことから、過日も説明会を持たせていただいたわけなんですけれども、説明会の内容につきましても、もっと説明をして、理解を得るべきだ、そういうご意見、十分いただいておりますので、そういう意味からすれば、もっと説明を十分に尽くしていく必要があるなというのが今の私の認識でございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この条例の一部改正をする条例案ということで、基本的にちょっとお聞きしたいんですが、まず第1条の部分について、これは23年4月1日まで、この5条の第1項第2号の中の4歳児から3歳児に移行されるということで。現在高野口こども園が既に1年経過いたしまして、この保育園が4園と高野口の幼稚園が1園。保育型ということはわかった上でお尋ねしているんですが、次に出てくる、今問題というか、議論されているすみだこども園、これは概ね幼稚園が4園、それから保育園が1園。後でずっと出てくる西部とか学文路、また橋本の出てくる幼稚園と保育園のありますよね。11園で約19園、これに該当しない園が当然あるわけで保育園が4園と、幼稚園が4園。ただ、4歳児から3歳児になるということで、将来該当

にならない園が当然、柱本、紀見、境原、応其、この園区内のこの児童に対するということで、橋本市、やっぱり統一すべきでないかなと思うんですが、そこら辺はできないかなということで、教育委員会にまずそれをお聞きしたいというのと、それから、2条において、橋本市立こども園条例の一部を改正、別表で確かにこれ、今提案されているすみだこども園の住所まで入れていただいて、提案されているんですが、当然別表で、西部とか学文路、橋本も含んだすべてのこれが24年4月から適用になってくるんで、開園と同時に、そういう適用になるということで、理解したらええんか。そこら辺と。

もう一点は、先ほどの4歳児から3歳児の受け入れ、これ、幼稚園の場合に、僕らとしては、この1月に市内29園、全部回らせてもらいました。実際、今保育行政どのように、また幼稚園の中で児童たちは、どのような生活というか、教育を受けられているかということで、約1園にあたり、この前の僕、3月の議会でも質問させていただきましても、約1時間かけて、その担当者とお話をさせていただきました。やっぱり公立公営の場合、幼稚園はやはり4歳からということがあってどうしても女性の社会進出によりまして、3歳から受け入れていただいたら、そこら辺のバランス的にいいんじゃないかなというお話があったんで、今回、本当に、前向きに4歳から3歳というのは、本当に僕も喜んでいるんですが、やはり市内の全員に行き渡るような施策として考えていっていただきたいんですが、何でこのこども園、将来公立民営化するところだけ、要するに園区があるわけなんで、そこら辺、橋本市内の部分について、どういうふうに考えておられるのかということと、それから保育料。保育料はどういうふうに変わるのかという点について、お聞

きしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）短時間児の教育委員会に対する質問でございます。この件に関しましては、こども園の関係につきましては、11番議員も先ほど冒頭でおっしゃっておりますけれども、以前、質問がございまして、こども園に限り、実施するというので、そういった対応をできております。今、上久保議員おっしゃったように、全市的という話ですが、当面の対応につきましては、今ご質問いただいておりますけれども、統一すべきということでございますけれども、こども園のみの実施というところで、教育委員会としてはそれを全体に及ぼすというところまでは、今至っていない状況でございます。

それと、もう一点の3歳児の関係の保育料の関係でございますが、これにつきましては、県下的に調べてみますと、3歳児保育の実施のところは、和歌山市、海南市、それから御坊市につきましては、3歳児、4歳児、5歳児同額の保育料となっております。近隣につきましても、五條市につきましても、同額の保育料ということでございます。

以上です。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君、答弁もれ指摘願います。

○21番（上久保 修君）今の答弁を聞いていると、確かに3歳、4歳、5歳をやっている自治体もあるわけですよ。そやから僕が聞いてんのは、残った園、4園についての対応をどうするんかということを知りたいと、こども園の対象だけにといいそういう答弁だけでは、もうひとつ僕は、理解ちょっとできひんのやけど、橋本市内にそういう園区内のことを考えると、あるでしょう。どうしても公設民営のほうに行くと、どっからでも行けると

いうことになってくるんやったら、そこら辺ちょっとはつきりわかるように説明してよ。なぜ3歳からできひんの、ほかのところ。

○議長（中西峰雄君）答弁できませんか。質問の趣旨は十分わかっておりますので、答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（西本健一君）先ほど答弁させていただいたとおり、こども園については3歳児の対応をしますが、他の公設の保育、幼稚園につきましても、対応がしがたいと感じております。

○議長（中西峰雄君）この際、11時10分まで休憩いたします。

（午前10時54分 休憩）

（午後1時6分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

先ほどの21番議員の質問に対する答弁を求めます。

副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほど上久保議員からいただきました内容について、ご答弁をさせていただきます。

橋本市といたしましては、公立保育園を核として周辺の公立幼稚園を統廃合し、幼保一元化施設認定こども園へ集約していくという基本的な考え方がございます。当然これには、前からなんべんも幼保一元化と、官から民へという、この考え方に基づいたものでございますが、現在、単独で設置しております幼稚園につきましても、当然将来的にはこども園という考え方の中で取り組んでまいりたいと思っておりますので、その中で、3歳児保育を実現してまいりたいと考えております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）休憩前の瀧議員の議論の中で、大方質問していただいたわけでございますけれども、何点か、少しだけ違う観点から質問をさせていただきます。

高野口こども園を開設されましたときに、市当局は、進め方に問題があり、保護者、地域の皆さま方の意見を十分にこれから、今後聞いた上で、この計画を進めていくというようご答弁を、この議会での一般質問の答弁の中とか、それから文教厚生委員会の中で再三再四にわたり、そのようにお答えをしておられっやっと思っております。どのように反省をされて、どのような形で、高野口こども園でののがい思いと申しますか、十分に説明責任が果たされていなかった問題に対しての、受けてのすみだこども園では、どのような対処の仕方をされたのかという点が一点と。

25年に当初計画を、25年4月に建てる予定であったけれども、何か月間かの間に急遽24年4月開園に変わっているということの理由説明の中で、ゼロ歳児保育を一日も早く始めたい。そして、長時間保育、午後7時までの保育もしたいというようなこと。それから、短時間児の3歳児保育の開始を早くしてほしいという要望があったというふうにお答えをいただいたかと思っておりますけれども、その半面、私の聞き及びますところによりますと、説明もされていないまま、この場所を含めた問題に対して、何の説明もないままに進めていただくと申すことへの不安のほうは、保護者の方々の不安のほうが大変大きいというふうには、私は認識しておりますので、この1年早めることによって、財政的な何かメリットがどのようにあるのか。また、1年、25年に開園を遅らすことによって、市の損害といえますか、損失といえますか、それはどのようなものがあるのか。具体的にわかりやすいように説明

していただきたいと思います。

2回しか質問できませんので、あともう一点は、この橋本市こども園条例は、ここの中では改正ということですが、これはすなわちこの条例が通されるということは、すなわちこども園になり、そしてなおかつ指定管理者制度も導入されると、導入することができる。大変微妙な言い回しですが。するのではなく、指定管理者制度も導入することができるというようなこども園条例であったかと記憶をしてございます。というのは、もしも公募をかけて、こども園の指定管理者の手が挙がらなくて、だれも法人が見つからない場合、それと、法人は来たけれども、厳重に審査した結果、橋本市の教育、保育のレベルに到達しないといえますか、内容がそぐわないというような法人が来ますと、指定管理者制度ではなくなるわけですから、そのときには、もちろん公立、公設公営の公立園という形で開園していただけたということですが、それをちょっと再認識させて、再確認していただきたいということ、もしも法人が指定されました後に、何かの形で不具合等が起きました場合は、どのような処置というか、どのような形で市としては責任を持っていただけるのかということについて、再確認という形で、再度、ご答弁いただけたらと思います。

○議長（中西峰雄君）保健福祉センター・幼保一元化整備室長。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長（山本芳弘君）ただ今土井議員のほうからおただしありました、まず高野口こども園からの経過からご説明させていただきます。

確かに、土井議員のほうからお話しありましたように、一定高野口こども園を説明会をしていく中で、土井議員言われましたように、やはり十分な意見を聞いて対応していきたい

という形でお答えさせていただいております。先ほど、午前中も答弁させていただきましたが、今回のすみだこども園の計画にあたりまして、当初の考え方から変更した部分だけまず、述べさせていただきますと、短時間児の3歳児保育、それから設置場所、それと送迎、この3点が当初お話しさせていただいた分から大幅に変わっております。

順次いかせていただきますと、一応まず場所のほうにつきましては、朝からもご説明させていただいたんですけど、ほかの議員のほうに。一応、再配置計画懇談会というものを立ち上げさせていただきますと、17名の委員のうち、保護者代表の方10名、地域代表の方4名、市の職員3名という形の構成で開催させていただきました。当初2回においてご意見をいただいた中で、3回目におきまして、上兵庫あたりという形で提案させていただいてところでございます。

それと、3歳児保育につきましては、土井議員も当初から短時間児の満3歳児という形についてご意見、いろいろ言って、導入できないかという形で再三お話しいただいたところでございます。これにつきましても、当初短時間児のほうにつきましては、4歳児、5歳児の2カ年について、こども園について市の公立幼稚園と同様の実施をしていきたいというふうに市のほうでは計画上しておったところでございますが、これにつきましては、高野口こども園を含め、今後こども園については3カ年の短時間児の保育をやっていくという形でさせていただきます。

それと、送迎につきましても、朝から岩田議員のほうからもお話しございましたように、当初園区が変わる幼稚園については送迎をしていくという形で対処しておりましたが、今回、すみだこども園開園にあたりましては、幼稚園児、こども園では短時間児という呼び

方をさせていただくんですけども、それについてはすべての地区について送迎をさせていただくという形で、これについてはやはり皆さまのご意見等を、要望等に対して、市としても取り入れさせていただいたというところでございます。

それと次に、財政的な損失でございますけれども、現在対象になります幼稚園、保育園、合わせまして約年間1億8,700万円かかっております。今回、このままで公設公営と公設民営で比較をした数字でちょっと若干、概算でございますので、若干の違いが出てくるかもわかりませんが、これを公設公営でさせていただく場合に、送迎費もプラスして、だいたい運営費が1億7,500万円を見込んでおり、今現在と1,200万円の削減になろうかと思えます。ただ、運営費だけで申しますとそういうふうになるんですけども、建物を建設した場合の市の償還金というのがございますので、それがだいたい概算1,800万円、年間出てまいります。ですので、今よりも若干その分が増えてくるかなという形で計算しておりますのでございます。

それと、これを民営のほうで、公設民営で行った場合に、運営費のほうで支出を予定しておりますのが、だいたい約1億2,000万円という形で計算しておりますのでございます。単純にだいたい約7,000万円弱、6,000万円ほどの削減になろうかと思うんですけども、そこに償還分も入ってまいりますので、そこに1,800万円ほど含んでおりますので、差し引き約5,000万円弱ほどがこのこども園が1年間変われば、だいたいこれぐらいの差が、金額的には差が出てくるのではないかというふうに見ているところでございます。

それと三点目につきましては、一応この条例をご可決いただいたときには、最終的に法人の公募を行わせていただきます。その中で、

三点ありましたので、一点目の法人がない場合という場合と、それから、申し出があったけれども、審査の中でそぐわない法人であったという場合、これにつきましては、法人がない場合については、時間的なものもあるんですけども、そぐわない場合も。再募集という考え方は持っております。ただ、時間的なものもありますので、最終的にどうしてもなった場合は、公設公営も考えて、対処していかざるを得ないと考えておるところでございます。

それと、実際、法人が決定し、公設指定管理者制度の中で導入した場合に、法人に不具合があった場合という点につきましても、一定この契約期間が5年ということで抑えておりますのも、ひとつはそういう中で、毎年その法人の査定も行っていくわけですけども、それ以外にもはっきりとした不具合が出た場合については解除して、市のほうで対応してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）法人が撤退するとどうなるかということなんですけれども、これにつきましては、高野口こども園もそうなんですけれども、毎月決まった運営費を委託料として支払っております。特別変わったことをして多額の費用をつぎ込まない限り、運営は安定しているものと理解しております。本来、民設民営の保育園でありましたら、負担しなければいけない修繕費等、園舎の管理費、あるいは建物建設に要った減価償却費等償還が発生するわけですけども、それも市が建てますので、保育に専念することができます。もし、何らかの事情で撤退がございましたら、法人の職員を使って、その場合は市が保育を継続する、そういうことも念頭に入れておりますので、その点ご心配はないのかな

と思っております。

そういう意味で、良い法人を選ぶことがすべてです。すべてにかかっておりますので、良い法人を選ぶということは、良い保育士、良い職員を選ぶことになります。良い職員を選ぶということは、良い保育をするということになりますので、とにかくこちらの条件に見合う、そして熱意のある法人を選定してまいりたい、そう思っております。

(「答弁もれ」と呼ぶ者あり)

○議長(中西峰雄君) 14番 土井君、答弁もれを指摘願います。

○14番(土井裕美子君) 削減費用はと言ったんじゃないで、1年間延ばすことによって、市は損害を受けるんですかということを知っているだけの話なんで、損害費用は。

○議長(中西峰雄君) 保健福祉センター・幼保一元化整備室長。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長(山本芳弘君) 損害額としては、やはり出てくるという考え方をすれば、5,000万円という形になろうと思います。

○議長(中西峰雄君) 14番 土井君。

○14番(土井裕美子君) ちょっと感覚が私と違うんですけど、それは削減できたら5,000万円やけれども、別に今までどおりやっていたら、それは損害というふうにはならないというふうには、私は思います。

一番問題になるのが、保護者に対しての説明責任が果たされていないということが大変問題になると思うので、その辺のところを、高野口こども園の反省に立った上で進めているすみだこども園であるのにもかかわらず、1年間、先、早く進めているということが、私としては説明がちょっとまだよくかみ合っていないので、平行線になると思うんですけども、例えばの例を申しますと、教育委員会でも、昨年、小中一貫を押し進めていらっし

やるときに、予算が予算委員会の中で出てきまして、地域の皆さま方に説明責任が果たされていないということで、一時凍結という形で1年、地域の説明会をした上で、執行するという形の中でご英断いただいて、1年延ばしたという経緯がございますけれども、そういう考え方は今のところ、こども園に関してはないわけですか。

○議長(中西峰雄君) 保健福祉センター・幼保一元化整備室長。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長(山本芳弘君) この点につきましても、この計画につきましても、平成19年6月に市といたしまして公表させていただいた中で、隅田のほうにつきましても、そのもとに基づきまして、今回、各幼稚園区のほうで説明会という形で開催させていただきました。それと、この懇談会の席上なんですけども、保護者代表の方から説明会については、一定未就園の保護者の方をしてもらいたいという要望もいただきました。ご意見等いただきましたので、市といたしましても、説明会を開催するにあたって、前書きとしてゼロから3歳のお持ちの方という言葉もあわせて入れさせていただき、それと同時に、時間的にもやはり家庭のほうをあけるというのはなかなか難しいということもあって、託児につきましても、十分対応させていただきますという形の中で案内させていただいたので、そういう形の中で、できる限り多くの方が説明会にご出席いただけますよという考えのもとで対応させていただいたところでございます。

確かに、隅田の人口からいいますと、ご参加いただいた人数というのはやはり少ないかもわかりませんが、私どもとしても、今後とも、すみだこども園を開設にあたって、説明会、懇談会等については、また開催させていただきたいというふうにご検討いただくとこ

ろでございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

10番 松本君。

○10番（松本健一君）ありがとうございます。いろいろとここまで答弁ございましたけれども、先ほど瀧議員のほうから聞かせていただいたときに、幼保一元化5カ年計画、それとこれに関してはパブリックコメントでもしっかりと市民の声を聞いてということが述べられました。

それについて、このパブリックコメント、以前からちょっと気になっていたんですけども、今回の幼保一元化の中で取り上げられたパブリックコメントの29番に、ちょうどこれと、この現場と同じようなことが書かれています。ちょっと読んでみます。

幼保一元化5カ年計画が持ち上がって、これまでの間に、市民を交えて話し合いをする場が一度も持てなかったことに不満を感じています。高野口での説明会を聞かせていただいた限りでは、市としての構想がきちんとでき上がっているとは思えなかった。このような段階での説明会は、無意味ではないかとさえ感じた。21年度には高野口をという計画だが、この時期にこんなことでは、高野口のみならず、計画されているすべてのこども園において、市民の声を聞き、よりよいこども園をスタートさせることができるのかというパブリックコメントに対して、当局からの返答が、全市民対象の説明会については、速やかに行う予定です。また個別のこども園の設置計画について、市民の皆さんのご意見を聞きながら、具体的な実施計画を作成し、進めていきます。こういう答弁が、コメントで返されています。

この中で、一番重要なのは、私、市民という意味だと思えます。この今回の取り上げられた中で、懇談会であったりとか、地区の

区長、それと保護者の方々、代表という形で来られていますけれども、市民という目線であれば、この会が行われれば、各保護者、地区の方々に回覧ないしはちゃんと配布がされて、皆さんが周知されているということが絶対だと思うんです。そういう進め方を行っていただければ、こういった皆さんが傍聴にお越しになるとか、やはり市政に対しての不信が生まれないと思うんです。

こういったことに関しては、もう一度市民という部分でのご見解を、これから取り組んでいかれるとは思いますが、どのようにお考えになっているのか、一度答弁いただけますでしょうか。

○議長（中西峰雄君）保健福祉センター・幼保一元化整備室長。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長（山本芳弘君）市民の方対象という言葉などでございますけども、ただ、橋本市において、皆さんご承知のとおり、幼稚園、保育園とも地域に根差した形として歴史的に持っておられます。そうした中で、やはり一定意見を聞かせていただくとなれば、その地域の方が中心として聞かせていただくという形になると思います。そうした中で、今回の形をとらせていただきましたが、今、松本議員のほうからそういうただしもございましたので、今後引き続き計画を持っておるところでございますので、その辺については、そういう形を取り入れるかどうかというのはひとつの課題があったということ、ご質問があったということとはとらえさせていただくんですけども、私的には、やはりそこの地域の方のご意見というのが大きく聞かせていただきたいなという強い気持ちは持っておるところでございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）10番 松本君、答弁もれ、指摘願います。

○10番（松本健一君）私が聞かせていただいているのは、当局が考えていらっしゃる市民というこの位置付け、今の回答でしたら、大きな声を聞かせていただきますというふうにおっしゃいましたけれども、これはどのような市民のことを指していらっしゃるのでしょうか。ここのところを明確にお答えください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）市民という解釈なんですけれども、市民というのは、特に限定しておりません。保護者もおれば、児童福祉に関心のある人、あるいはその地域に住んでおられる方、そういう意味での説明会、これまでも隅田地区全体では、21年1月、東部コミュニティセンターで幼保一元化5カ年計画の説明をしていただき、その中でいただいた意見として、場所の問題から、場所が今回上兵庫地区へ移ったという発端の意見も出ております。それと、22年1月29日、それと2月12日、2月16日、隅田幼稚園区対象、あるいは山内幼稚園区、兵庫幼稚園区対象に、それこそ先ほど言いました市民を対象に説明会を開催させていただいております。

それ以後、幼稚園、保護者会を中心に説明不足ということで、先ほどからいろいろご指摘をいただいておりますけれども、なお不十分であるという認識は持っておりますので、今後についても説明を続けてまいります。

○議長（中西峰雄君）10番 松本君。

○10番（松本健一君）今の件につきまして、東部コミュニティであったり、説明会が開かれる際に、募集されたとき、対象となる見込みのある方というふうに限定が書かれたりとかしていたと思います。実際のところ、市民でお孫さんが関係していたりとか、自分たちの地区をこれからつくっていくという目線では、こういったこども園の問題とかもやはり

広く意見を聞いていただくような場所をこれからとっていただくように。

それと、あまりこの計画が進んでいく中で時間が経過してしまったら、皆さん、そこで意見を言っている、どうなったかわからなくなってしまう。できる限り、こまめな対応をしていただくように、これは答弁結構です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）今回、すみだこども園の用地、位置が隅田町上兵庫に出てきたと。このことについては、当初今の現在のすみだ保育園、ここを増築、改築して、こども園計画であったんですが、新しく大幅な見直しをかけていただいた。このことについては、隅田地区の選出議員の中でも十分議論を交わしてきた中で、いろいろスクールゾーンであるとか、道幅が狭いということで、子どもらの安全、送り迎えの安全が保たれないということで、新しく適正な位置、配置も視野に入れながら、現在の上兵庫に決まったんじゃないのかなということだと思います。これについては、隅田地区の代表である区長、そしてすみだこども園の代表の方も集まっていたいて、いろいろと議論をしていただいて、現在に至ったと思うところでございます。

それで、上兵庫にこども園を新設していくということなんですが、これで子どもらの園の安全面、送迎面については、送迎バスの件もございました。しかしながら、保育園児の送り迎えについては、保護者の皆さんが車で送り迎えしていくということで、東から24号線を右折していくわけなんです、右折の車線、そういった右折車線なんか検討してくれてんのかなと。それと、信号機、これはこの周辺にはございません。子どもらの遠足、園児の遠足、紀の川のほうに行きたいとなった



ら、南のほうに渡らんなんならなので、こういったことについても、信号機、あるいは歩道橋、こんなことも考えていただいているのかなと。今まではわりと交通便の、交通量の狭いところで現在、園を運用しているんですが、国道筋ということで、交通量も多い。また騒音というのでも発生してきますし、そういったことについてもご配慮していただいているのかなということで、お尋ねを申し上げます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）現在のところ、まだ安全対策まで検討に入っておりませんが、直接信号機設置、あるいは交通安全施設については、公安委員会の所管でございますので、市としては、要望という形になろうかと思えますけれども、その点、今後国道24号に面しますので、これまで以上に安全対策については、十分検討して要望すべきことについては公安委員会のほうへ要望してまいりたい、そう思っております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）2回目やと思いますので。

先ほど、10番議員からのお話にもあったんですが、説明責任の部分というのは、ほんまにもっと一生懸命やらなあかん問題なのに、市のほうはやっているとはいえ、なかなか理解をしてもらえていないという現実があると思います。

その中で、いつも私、思うんですが、これ、委員会でも言わせていただきましたけど、19年から始まっていますので、時間の経過もありますので、その都度、その都度、もとの計画はこうです、こういう理由です、こういう理由で場所については検討し直すようになりました。検討し直すのに意見の聞き方はこう

いう意見の聞き方をしています。今、こういう状態になっていますとかいうのを、一番早いのは、やっぱり気になるのは保護者の方やと思うんで、なぜその保育園とか幼稚園とかで、1枚のチラシを配ってもろうたら、全保護者に行くわけでしょう。そやから、市の今行っていることは、やっぱりそこで配っていただけたらよろしいですやん、園長にお願いして。

そないして、やっぱり今やっていることが保護者の皆さんに直結する仕組みをつくっておかないと、また回覧板が回った、回っていないとか、どうしてもなりますよ。だから、それやったら、まずは保護者の皆さんにて。保護者の皆さんもやっぱり1年たてば卒園されますし、次の新しい保護者の皆さんも入るわけですやん。年度がわりには、これはずっとこれから続いていくと思うんで、その経過については、何で園にお願いして、少なくとも保護者の皆さんに、保育園なんかやったら、ちょっと帰りに持って帰ってもらっただけでも、きちんとした情報を伝えられるわけでしょう。お母さん方、寄ってもらうほうが大変やと僕は思うんよ。その辺もていねいにしてほしいと。これ、いつも疑問に思うんです。だから、それをやっぱりしないと。まあいうたら、市の今の方向性であるとか、今のこういう理由でかわっているとかっていうのは、即伝わるから公立園なんでしょう。それが即伝わらんなら、公立のあまり意味ないん違います。ちゃんと伝わってこそ、やっぱり公立がええんと違いますん。という話になると思うんで、それすら今、できてないですやんか。でしょう。だから、その辺をちゃんとやっていただきたい。

今後も、次の中学校区に移るわけですので、その辺については、やっぱり園長会とかもきちんと言うてもろうて、幼稚園もそうです。

みんなちゃんと、1枚ずつ保護者に配ったってくださいよ。きょうの経緯も、議決もこれからどうなるかわかりませんが、これもきちりまずもって、全員の保護者に配ってもらう。いうことからしないと、やっぱり市の思っている方向と、保護者が同じ情報をまず共有することから始めないと。

中には、一方的な情報が入っていくということも多々あるわけです。マスコミ自体がそうなっている場合もありますやんか。まずはきちんとするというので、まずは何せ配ってくださいよ。まずは。すぐにでも配ってくださいよ。今までの経過がわかるように。幼稚園も保育園も、保護者の皆さんに。それやったら行き渡りますでしょう。お迎えに来るんやさかいに。これについて答弁お願いします。

○議長（中西峰雄君）保健福祉センター・幼保一元化整備室長。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長（山本芳弘君）確かに、岩田議員言われるとおりでございます。市としても説明会等させていただいても、どうしてもまだ不十分な点と、中身につきましても、やはりちゃんとしたお伝えというのがなかなか難しかった点もあったかわかりません。そういうことで、本日もただしいいただきました点については、そういう方向で取り組みさせていただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時39分 休憩）

（午後2時3分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告いたします。ただ今、議員瀧君、土井君ほか、2人から修正の動議が提出されました。修正案はお手元に配付いたしております。この際、提出者の説明を求めます。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）橋本市立こども園条例の一部を改正する条例に対する修正案についてご説明をさせていただきます。ただ今議論を行ってまいりました議案第14号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例についてでございますが、この条例には、大きな二つの改正点がございます。

まず第1条の短時間児の3年保育につきましては、議会でも多くの議員から以前から求められていたものであり、評価をしたいと思えます。

次いで第2条は別表中にすみだこども園を追加する条項となっております。しかしながら、すみだこども園は、市民、とりわけ保護者への説明責任が果たされないまま進められていることに大きな問題があると認識しております。そのような中で、位置として、橋本市隅田町上兵庫267番地として明示がされております。この位置指定は、本議会に唐突に提示をされたものであります。市当局が市民と話し合った根拠としている第3回すみだこども園再配置計画懇談会においても、上兵庫地区周辺というあいまいな場所での提案であり、何の結論や参加者の理解を得られたも

のとは考えられません。むしろ地元への説明会、未就園児童も含めた保護者に説明する機会を設けていただきたいとの意見がございました。

また、この回では最短で平成25年開園をめざしておりますとの発言がございましたが、それ以降、市民や議会との話し合いも何もないまま、平成24年開園をめざすとし、議会に提案をされたものです。

一方すみだ保育園保護者会においては、保護者会の要求で、5月15日に初めて説明会を開催されました。しかし、この会は説明会というよりは、既に決定済み事項とすることを報告をするといった形での会でありました。保護者の皆さんのご意見は、決して頭から反対というわけではありません。もっと説明責任を果たしてから計画を進めるべきではないでしょうか。

場所についても、国道24号に面していることもあり、子どもや送迎の際の安全性などについても、市民や議会でももっと議論をする時間が必要であると考えます。

よって、本条例の第2条については、時期尚早と考えます。そこで、議案第14号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり修正をいたします。

第1条の条名を削る。これは、1条の中身を削るのではなく、第2条が削除されることにより、1条、2条という必要性がなくなりますため、条名のみを削り、中身そのものは残すという意味でございます。

第2条を削る。附則ただし書き、これは平成24年4月より施行する、この部分、すみだこども園にかかります部分についてのただし書きを削るものでございます。

以上、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）提案者にお伺いしたいと思います。十分な説明責任を果たしてからということでもございましたけれども、具体的にはどういう、どの程度の要件を言われるのか、聞いておきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ご質問ありがとうございます。先ほどの当局との質疑でもございましたが、第3回の懇談会において、当初25年4月をめざすというような発言がございました。それが年が変わりまして、24年となったわけでもございますが、最低でもこの1年間、しっかりと議論を尽くし、また保護者への説明を果たすべきであると考えております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）提案者と、あと行政のほうにもちょっと確認をとりたいんですけども、私の記憶が正しければ、住所というのかな、明確な住所が出てきたのは、今回確かに初めてやったと思うんですけども、以前議会で大まかというか、この位置ですというような形で議会に説明があったと思うんですけども、そのときに僕、ちょっと記憶しているのは、道路に面しているんで、その配慮はどうなっているか等の話が議員からも出てきたと思うんですけども、それは当局側にしていたのかということと。

○議長（中西峰雄君）岡議員に申し上げます。当局に対する質疑はできませんので。

○1番（岡 弘悟君）済みません。提案者にお聞きします。そのときにたしか、大まかな位置というのは議会のほうには提出いただいて、上兵庫区というあいまいではなくて、ポ

ーリング場の前で、この土地で古墳の近くにあるんやけどもといったような話が出てきたと思うんですけども、それは住所は確かに初めてなんですけども、明確とは言いませんけども、かなり決まった位置でのものが出てきたと思うんですけども、先ほどの話でしたら、まるでいきなり出てきたというような形になっておるんですけども、その辺は僕はどうとらえたらよろしいでしょうか。

○議長（中西峰雄君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）ご質問ありがとうございます。確かに、臨時議会の中で、補正予算としてすみだこども園の用地取得の補正予算のところで、そのご質問等がございまして、当局としては、そのときに、先ほど瀧議員がおっしゃいましたけれども、上田部長の説明は十分には果たされていないと考えるが。位置でしょう。位置の説明はまだ十分に果たされていないというのがわかったのが、結局、説明をしていると、当局が言っていたにもかかわらず、5月15日のすみだ保育園の説明会の中で、初めて議員の私たちは当局が、そこで初めて説明をしたというのがわかったということなんですけど。

○議長（中西峰雄君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）私が聞きたいのは、保護者の方の説明がそういった形ではなくて、我々議員に対しては、だいたいのかかなり確定した位置というのは議会で提出されてきたという認識は僕は持っておるんです。でも、この今瀧議員、提案者の瀧さんの話では、議会にいきなりこの位置が出てきたみたいになっているんですけど、いや、僕議員としての認識では、前回、ほとんどこの位置ですわ。この位置の提案を受けとるんですよ。だから急に議会に対して出てきたというわけではないと思うんです。議会に対してですよ。議会に対して。その後に保護者に対するご説明は

なかったというのは聞いています。ただ、議会に対してはあったのではないかという質問です。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ご答弁をさせていただきます。4月の臨時議会の時点で、国道24号に面した上兵庫地区が適当ではないかというようなご意見をいただいたと、このようにございます。確かにそういったアストロボール周辺云々というような話題はございましたけれども、正確な位置指定、特に番地として、これは午前中の答弁でもあったんですけども、正確なところが出てきたのは、本日初めてと。概略についての上兵庫というのは、確かに議会ではございました。しかし、番地としての明示というのは、きょうが初めてですという意味でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）本議会に、そう言われればそうですけど。

あと、文教厚生委員会のほうでは、きっちりとした地図等もいただいたんですけども、それも含めましたら、突然出てきたというわけではないとは思うんですけども、その辺はどういうふうに認識すればよろしいですか。

○議長（中西峰雄君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）文教厚生委員会の中では確かに地図はございまして、その中にはいろんな議論はなされたという事実はございますが、その資料が各議員には配付はされてはいなかったと思います。文教厚生委員以外のですよ。以外の。ということですね。議員に対してはということですね。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）先ほど議長のほうから当局に対しては質問はというお話があった

んですが、この修正議案、もし可決になりますと、当然これ、修正を一部改正の条例を提出されている当局にとって、何らかの影響が出ると思うんですが、そこら辺の影響についてはちょっと説明願いたいんですけど。

○議長（中西峰雄君）それは可能です。

この修正案が可決された場合の影響について、当局の説明を求めます。

保健福祉センター・幼保一元化整備室長。

○保健福祉センター・幼保一元化整備室長（山本芳弘君）この条例が否決されますと、当初予定しておりました24年4月のこども園の開園は見送りとなります。あわせて、指定管理者のほうについても、基本になる条例のほうを通らなければできないという形になってまいりますので、開園については全く白紙になるという解釈となろうと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）大変気になる点が一点だけありましたんで、ちょっとお尋ねしたんです。25年4月開園が24年4月開園になって、なるからということなんですけども、私は子どもの保育環境をよくなしていくということ言えば、一日も早くやるのが、僕は一番いいかなと思うんですけど。まして、幼保一元化5カ年計画は大変遅れてきとる中でいきますと、もっと悪い老朽化した施設を持っている地域もあるわけですね。それがだんだん遅れてきますし、このすみだこども園についても、私は地域の子どものことを考えると、やはり一日も早く保育環境を整えてやる、素晴らしい保育園をつくって、こども園をつくってやっていくということが地域の子どもたちにとって僕はベターではないかと思うんですけども、遅れることに対して、あるんで、この条例の改定を、修正案を出されるということについては、ちょっと私、大変疑問に感

じるんです。議論する場、まだまだ24年4月であってでも、いろんな説明会もできますし、議論する場が十分あるかと思うんです。そういう中で、この修正案、動議の理由が、25年が24年になったのはおかしいやないかというのは、ちょっと理屈に合わんと思うんで、その辺提案者のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ご質問いただきましてありがとうございます。今回の条例が修正案が可決されることで、白紙に戻るといった答弁もございましたが、幼保一元化5カ年計画の後へ影響するのではないだろうか、老朽化した施設をそのまま放っておいていいのかということかと思います。

しかし、昨日、一般質問の中でも、副市長のほうからも年度等についての順番も含めての見直しといった発言があったように、記憶をしております、私は。年度等の見直しはしますということはおっしゃっていたと思うんですけども、それも含めて、何も5カ年計画が議会において議決をされたものでないのは、議員皆さんご承知のとおりかと思えます。各それぞれの園について、このように条例等で議論をしておるわけでございますので、それについてはすべてが順次イコール遅れるということではございませんし、老朽化により急ぐものであれば、そちらからこども園の計画、また練り直していただければよいかと思えます。

そして、ここで条例決まってしまうと、議論があるんじゃないかと、できるということが決まった上、じゃ、あとはどうしていいか。中身の議論については、行うことは可能だと思います。しかし、今の現状から変えていいんですか。19年の時点から決まっていたということですが、その当時は、すみ

だ保育園を改築するんだということで19年からずっと全市的な説明が行われておりました。

今回上兵庫に移してというのは、今年になってからのことでございますし、保護者の皆さんには5月になって初めて、この話が出てきたということでございますので、時期尚早と考えて、本修正案を提案させていただきました。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）これは提案者の提案理由を聞いていますと、時期の問題と場所の問題、説明が行き渡っていないというふうな話なのですけども、ひとつお聞きしたいのは、場所を決めるときに、市といたしましては一応は保護者の代表者にも集まっていた中で、意見を聞いた中で取りまとめをしていると。当然そこは決定機関でございませんで、市としたら、ある程度地域の皆さんも寄っていただいて、園の代表の人も寄っていただいて、一応多分私が思うに、場所決めというのは箇所付けと言われる部分ですので遠なる人は、賛成できないんですよ。どうしてもそうになってしまう案件やと思います。そんな中で、概ねこの辺であろうというのも、市の責任でもって提案せなしゃあない案件やと思うんですが、その中で、一応私としては、保護者会の代表者2人いてはったはずで。各幼稚園の人もいてはったはずで。そのことについては、保護者の代表の方は知っているはずですよ。そのことについては、どのようにお考えなのか、よろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ご質問いただきましてありがとうございます。

確かに場所決め、遠くなる場所は、皆さん反対ですよ。だから市が決めるもんですよ。だったら19年の5カ年計画のときに、隅田に

設置をした。これ、市が決めたんですね。でも、これはいろいろな話し合い、これは11議員もいろいろ活動していただいて、その結果、話し合った結果、上兵庫という場所が移ったわけです。市が決めたらいい問題というふうには考えておりません。

それと、あと保護者の方が入っていただいて、決まったんじゃないんですかということなんですが、先ほど来の質疑の中で出ております第3回のこども園再配置計画懇談会、ここにおいて、その意見が集約されたものでもなく、ここで決まったんじゃないんです。提案があっただけ。これを市としてはご意見を伺った上で持ち帰った。そして出てきた結論が、今回のことと上兵庫ということになったという経過であると理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）私が言うてんのは、懇談会というのは、市民参加手法パブリックコメント、パブリックインボルブメント、審議会、懇談会とかっていろいろあると思うんですが、その中の一つの方法であって、そこではやっぱり意見をいろいろ聞いてくると。聞いてきた中で、市が議会に提案するというのが一つのルールやと思うんです。言いましたら、高野口の場合は、その作業もせずに、えいや行ってしまったんで、その後、隅田につきましては、コミュニティセンターで説明があったときに、保護者のお母さん方から見直してほしいよと意見があって、市長がこれは正当な理由やさかいということで見直しをしますということで、見直しに対する意見集約とか、そういうのをした中で、ここの場所ですることについてやむを得ないなというお話があったと思いますので、私らといたしましても、2園も3園もつくってほしいなんてことは一緒に言いに行かせてもろうたと思いま

すが、その中も含めた中でここに決めざるを得ないなという出し方やと思うんです。だから、そこで決まったことでも何でもなくて、最終的に、そういういろんな意見を聞いた中で、最大公約数でこうなりましたという報告があったと私はとらえております。それでないと決めようがないと思うんです。だれでも、やっぱり自分の身近なところに園は欲しいと思いますので、その理由からいうて、出ていった提案については、あとは議会のほうで責任を持って判断させていただいて、そのことについては、やっぱり決まった後で、皆さんにご理解をいただくという方法をとらないと、やっぱり遠くなる人はやっぱりそんなん遠いのかなわんよとかっていう話になるんで、箇所付けというもんは、そのようなものやと私は思うんです。

だから、この考え方については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）箇所付けですね。ですから、これは繰り返しの答弁になるかとは思いますが、19年の幼保一元化5カ年計画のときも、箇所付けで、当初すみだ保育園を改築すると。だけど、これじゃおかしいでしょう。そんな中で、東部コミュニティセンターでの会合を受け、市長も英断をされた。1回したから、じゃ、それでいいんですか。これ、本当にもう少し時間をかけて、じっくり、本当に子どもを通わせていただく保護者の方々の意見を聞き、また議会としても議論をする時間が必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）岩田議員の言われたように、やはりどこかを決めるときには、そう

いろいろなことを総合勘案して決めるんだということ、市当局もいろんな意見を聞いた上で、これが妥当だと考えて、我々に提案されたもので、決して不当なものではない。全く市が独断専行して決めてしまったというような語調で話をされておりますけど、全くそうではないと確信しております。

○議長（中西峰雄君）今の質問ではありませんので、こういうのは控えていただきたいと思えます。

7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）それではひとつ、瀧議員と土井議員にお伺いしたいと。

当初のすみだこども園の発表があつて、現すみだ保育園のところへという話が出たときに、瀧議員、土井議員も含めて、我々隅田の議員が東のほうに偏り過ぎるので、西のほうにももう1園つくっていただきたい、あるいは中間のほうでということの市長への陳情を行った。そのときの、そういう議論の結果を踏まえて、2園は難しいので、市としては中間の上兵庫のほうへ持ってきたという経緯があつたと思えますけれども、そのときの同じように市長のほうへ陳情に行かれた瀧議員、土井議員のそのときの気持ちと、今のこの修正動議との整合性について、ひとつお伺いしたい。

もう一点、すみだこども園の上兵庫の住所として、きちっと出ていなかった。当然これは、住所がきちっと特定できる形で当初から情報がもれますと、周辺の土地の購入についても不具合が生じると。事前にその住所まで確定されるような状態で、情報が流れると、土地の高騰であつたり、順調に買収が進まない可能性があるということで、アストロボール周辺という形での当局の提案はいたし方ないものであつたのではないかと思いますけれども、その点について、瀧議員の判断といい

ますか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）まず一点目の、整合性についてということでございますけれども、そもそも私は文教厚生委員会で文教厚生委員でございます、2月の文教厚生委員会の中で、住民説明を行って、概ねご理解をいただいたという当局からのご報告がございました。概ねご理解をいただいたと書いてあるんですけれども、それを受けて私たちは、いろいろ議員の中でも、西へ持ってこいとか、東へ持ってこいとか、確かに2園で隅田の議員としては市長に陳情にもまいりましたけれども、住民の方、保護者の方がそういうご理解を、説明を受けた上で、ご理解をいただいているのであれば、いたし方ないなということで、私は判断をして、臨時議会での補正予算も賛成をしたわけでございますが、事実として、5月15日のすみだ保育園での説明会において、私たちは保護者の皆さま方から、私たちは初めて、今初めてこの場で、こういうことを聞きましたという生の声を聞かせていただいて、私自身が驚いたわけですね。多分、皆さん方、聞いていただいていた方は驚かれたと思います。え、説明に行っていなかったんか、今までというようなご感想を、多分隅田の議員は持たれたかと思います。

そこで、次の6月5日、文教厚生委員会において、私のほうが。ごめんなさい。6月3日の文教厚生委員会において、私のほうから概ねご理解をいただいたという答弁があったから、私たちは当局の意向を信じて、住民の方の概ねのご理解をいただいたということをして、この案を通したんやないかという形で質問をしましたところ、当局側からは、最終的には、結果としては、責任を果たしていないということになるかもしれませんというようなおわびというか、あやふやなご答弁が

あったわけですから、私としては、そこでもう当局側は説明責任を果たしていないと認めたと、私は認識しております。

よって、この修正議案を私たちは提出させていただいたということでございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今、土井議員からもありましたが、残余の件について、ご答弁をさせていただきます。確かに、以前隅田の議員7名で、市長室に出向きまして、この幼稚園の位置問題について、河瀬区、兵庫区から出てきました陳情と一緒にっております。その際、市長との話の中では、中規模な園で、2園考えていこうやないかと、そんな発言がございました。そしてその後、いつの間にか、何も私たち議員に何もないうまま出てきたのが、この上兵庫1園の案でございます。そこに、何らの整合性を欠くということはないと考えております。

そしてまた、あともう一点、その地番が出てきたのが仕方ないやないかと。確かに、経済的な問題等であらかじめその所在番地をきっちり明示をすることは難しいのかもしれませんが。ただし、アストロボール周辺、特に国道が絡んでおります。先ほどの質疑の中でも信号がどうだ、安全性、じゃ、送迎は。だけど、この懇談会の中で、どれだけでできていったのかなど。当初は、住民の方々、保護者の方々のご理解を得られているという、そういう前提のもとに臨時議会では私たちは議論をしてまいりました。その結果、予算、補正予算、土地の取得に関する予算に賛成をしたわけですが、この保護者会への説明会があり、どうやら午前中の質疑でもこの懇談会の議事録、これを合意の根拠とされておることがどうもおかしいなということがわかりましたので、今回の修正案を提案させていただいたところでございます。



○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第14号並びに修正案の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）議案第14号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。本条例は、隅田地域、恋野地域の公設公営の幼稚園4園と、保育園1園を統廃合し、公設民営のすみだこども園とするものです。反対理由は、橋本市が営々と進めてきた公設公営による幼児教育を、公設民営に切りかえていく、その方針に沿って、高野口こども園に続く2園目のこども園計画を実行する関連条例であります。大切な幼児教育を民間にゆだねてしまう、これでよいのでしょうか。幼児教育に関して、橋本市のあり方が大きく転換されていく問題を、市民の意見を十分に聞くことなしに進める手法、トップダウン方式による実行は、重大な問題があると指摘をしなければなりません。しかも三石保育園計画と、すみだこども園に関する保護者説明会の席上、当局は、なぜ公設民営での幼児教育に転換するのか、その理由として、現在の公設公営の保育園、幼稚園の保育士さんが、正職の保育士が3分の1、嘱託の保育士が3分の1、臨時の保育士が3分の1となっていることから、身分が安定せず、十分な保育教育ができていない。公設民営にすれば、全保育士は正規の職員となり、よりよい保育教育が可能となる旨の説明があったと聞き、私は驚きを禁じ得ません。

当局に言いたい。一体だれが橋本市の今日の保育園、幼稚園にしたのか。問題があるとすれば、即刻是正すべきです。公立の保育園、

幼稚園では、障がい児保育や、アレルギー体質の園児に対する給食、また保育、教育内容など、公設公営ならではの実績は、数多くあると考えています。橋本市が営々と築いてきた幼児に対する保育、教育の実績を、行革の名のもとに、簡単に投げ捨てるべきではないと考えます。

そもそも公設公営のこども園構想は、国が進めた構造改革路線に沿って、官から民へ、この方針に乗った計画であります。橋本市の幼児教育は、橋本市が考え、実行すべきです。

最後に、三石保育園も公設民営に踏み込んだことにより、橋本市は公設公営の保育、教育から、完全に撤退することを意味すると考えます。すべての園児を民間にゆだねて、橋本市のまちづくりが成り立つのかを危惧いたします。木下市長が進めようとしている子どもたちの医療費無料化の拡充と、あまりにも矛盾をいたします。保育園、幼稚園の公設民営化方針に、私ども一貫して反対をしてきた会派として、本議案に反対をいたします。

また一方、修正動議についても、先ほど述べた理由から、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）議案第14号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例に対する修正案に対して、反対の立場で討論をいたします。

箇所付けの問題につきましては、先ほども言わせていただいたとおり、なかなか地域エゴが出る問題ですので、その中で、当初の計画であった場所につきましては、住民説明会における意見を聞きまして、執行者が見直す必要があるという中で、見直す方法として会議を開いてきまして、地域の代表の方、各園

の代表の方、来ていただきまして、その中で、判断をされて、最大公約数を出されたと思います。

この箇所付けについては、その当時、私もずっと傍聴に行っておりましたんですが、典型的な例を言わせていただきますと、山内の代表の方は、小学校がなくなり、次、幼稚園がなくなりする中で、今の原案がさらに遠くなるという状況でしたんですが、代表者の方のお話しによりますと、地域を代表してくると、絶対に賛成はできないと。帰ったら何でもそんな賛成してきたんでと言われる状況なんで、反対はしないという方法しかとれないんよというのを、ぼやきながら帰ったようなイメージがあります。

ですので、それにつきましては、意見を聞いた中で、市が最大公約数として提案してまいりまして、議会のほうでも概ねいたし方がないであろうという状態になっていると思います。私は、箇所付けにつきましては、やっぱりそういう中で決めていかないと、私自身も3園、4園つくっていただいたほうが、個人的にはいいと思っておりますが、そういう中で、箇所付けはしていくべきものやと思いますので、今回出ているこの場所につきましても、私が思うには、あやの台には、やっぱり小学校もムーミン谷もあると。今度は小学校もできると。垂井には小学校がある。芋生には中学校がある。恋野にはまだ小学校がある。そんな中で、やっぱり西に空白があるので、どないか西のほうへ持っていっているという状態になっていると思います。場所につきましても、真土峠とJ Tの跡地ぐらいまでが隅田町ですので、ちょうどその真ん中あたりです。そうなりますと、全体の保育教育のバランス的には、私としては悪い場所ではないと思います。

そんな中で、住民の皆さんの説明不足とい

うのは、先ほどからも当局のほうに言わせていただきましたが、これは多々あるので、提案者の思いというのはよくわかります。わかりますが、箇所付けにつきましては、やっぱりそういう方法をとらざるを得ないと思います。

そういう理由をもって、修正案について、反対といたします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

14番議員、答弁者として答弁していただいておりますので、討論はできません。

そのほかにございせんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私は反対の立場、修正案に反対の立場、原案に賛成の立場から討論いたします。

まず誤った情報が流れているせいか、議論が混乱していると思いますので、整理します。

第1に、五つのこども園の公設民営を柱とする橋本市立こども園条例は、何らの瑕疵なく完全に成立しております。その経過を説明しますと、まず橋本市は、平成19年6月議会全員協議会に、幼保一元化5カ年計画を提案し、以降多くの同僚議員が一般質問を含め、討論を重ねてまいりました。

次に、市当局は、平成19年9月議会において、橋本市立こども園条例を提案し、文教厚生委員会において十分なる審議を行った結果、賛成多数で可決され、本会議で可決成立しました。

さらに言えば、平成20年3月議会において、幼保一元化5カ年計画の凍結、白紙撤回を求める請願が出され、議会の中で十分な審議がなされた結果、不採択となった事実もあります。

したがって、こども園の公設民営という運営形態は、既に決着済みであります。

第2に、すみだこども園の位置が上兵庫地区に再配置する計画について考えてみます。変更の理由として、現在の場所では保育園への道路が狭く、多くの車が往来すれば、交通事故発生の危険が高まる。広い地域から通園するのに、公平の観点からも配慮してほしいという要望にこたえて決めたものであります。

この要望について、保護者や地域の人々の要請を受けて、市当局は、総勢17人、うち幼稚園保育園保護者の代表が10人、各地域の代表が4人、市職員3人の懇談会で説明しております。そこで市当局は、概ね了解を得たと判断し、手続きを進めてきたものであります。再配置の予定地は、広さの点も地理的な位置からも合理性があると認められ、さらにすみだこども園が公設民営の形で運営することが、前に述べたごとく条例で決定されているのだから、市当局は、手続きを進めていくべきであります。公設民営は悪だとの前提で出発する考え方には反対であります。公営のよさがなぜ消滅すると決めつけてしまうのか。私は理解できない。良い点は残せばいいじゃないですか。かように解しても、市当局にフリーハンドを許すことにはならない。つまり、以後は市当局にすべて決定する権限を与えることにはならないのであります。

すなわち、1、法人の決定に際しては、市議会、保護者会の意向が反映されるのであり、また2、法人が決定した後も、市当局と法人との契約内容に、市議会、保護者会の考え方が影響を及ぼすことが十分可能であります。さらに三点目、こども園が開園した後も、市当局、市民の代表である市議会、保護者会の意思、意見により、よりよいこども園を創造していくことができるのであります。

このようによりよいこども園をつくるための適切な措置が、二重、三重に保障されていることを、十分ご理解願いたいと思います。

本件修正案は、以上の点にことさら目をつむむものであり、到底賛成できません。

最後に、再配置につき、市当局の説明の遅れ、不十分な点は大いに反省し、今後当局が保護者会に対し、誠心誠意説明し、理解を得ることに努めるべきは当然であります。また、市当局が公設民営のこども園の内容について、保護者に十分に説明し、理解を得ることに、最大限の努力を払うことを強く求めて、私の立論を閉じることといたします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号に対する議員瀧君、土井君ほか2人から提出された修正案について、採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、次に原案について、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。